



建物火災での死傷者が急増しています！



北上地区消防組合管内では、12月14日から12月21日の間に建物火災が2件発生し、いずれの火災でも死傷者が発生しております。

この時期は空気が乾燥する上、暖房器などにより火気を取り扱う機会が多くなることから、火災が発生する要因も非常に高くなる時季です。日頃から火の元確認を実施しているとは思いますが、今一度我が家の火災予防点検（台所、ボイラー（給湯器）、暖房器具、電気器具などの点検及び確認）の励行をお願いします！

なお、火災が発生した場合に早期に火災を感知するための「住宅用火災警報器」の設置により早期避難となった事例が多く報告されていることから、まだ未設置の住宅では早期の設置をお願いします。

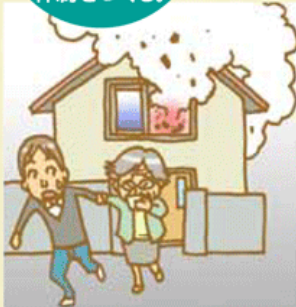
住宅用火災警報器の設置は、北上地区消防組合火災予防条例で平成23年6月1日より既存、新築のすべての住宅への設置が義務化されています。

住宅防火

いのちを守る7つのポイント

対策4

お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。



対策3

火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。

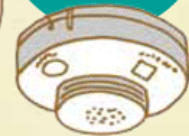
対策2

寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。



対策1

逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。



習慣3

ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。



習慣2

ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。



習慣1

寝たばこは、絶対やめる。

